

無担保住宅ローン金利優遇の商品説明書

(令和5年4月1日現在)

住宅ローン金利優遇 キャンペーン期間	<ul style="list-style-type: none"> 新規住宅ローンのお申し込み受付期間 令和5年4月1日より令和6年3月31日まで 																						
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン金利優遇実施期間中に無担保住宅ローン、無担保住宅ローン（リピート）を申込まれ、令和6年3月31日までに無担保住宅ローン、無担保住宅ローン（リピート）を実行された方。 ※令和6年3月31日までに無担保住宅ローン、無担保住宅ローン（リピート）を実行できない場合には、通常金利となり無担保住宅ローン、無担保住宅ローン（リピート）実行時点の店頭表示金利が適用されます。 																						
対象となるローン	<ul style="list-style-type: none"> 下記の条件をすべて満たす住宅ローンを対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> (一社) しんきん保証基金が保証する無担保住宅ローン、無担保住宅ローン（リピート）。 用途…不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金（増築・修繕）資金およびそれに伴う諸経費。 ※お申込額が1,000万円以上の中は、団体信用生命保険の加入が条件です。 ※審査結果によっては、保証会社をご利用いただけない場合もございます。その場合には、金利優遇制度もご利用いただけません。 																						
店頭表示金利	<ul style="list-style-type: none"> 市場の住宅ローン金利水準を調査し、当金庫の収益状況を勘案のうえ毎月決定されるものとします。 																						
優遇内容	<ul style="list-style-type: none"> 実行当初の優遇 当金庫とのお取引内容等に応じて優遇幅が加算され、その合計をご融資実行時点の店頭表示金利から差し引いた金利が適用されます。 ただし、変動金利を選択時の最大優遇幅は 年▲1.40%、10年固定を選択時は年▲1.25%とさせていただきます。 また借入期間中、原契約書に定める方法により、固定金利又は変動金利を選択する場合の優遇の取扱いは次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 変更時の「住宅ローン全期間金利優遇」の金利優遇制度（下記参照）を適用し、最大1.40%を差し引いた利率が適用されるものとします。 ② 前号により固定金利に変更して固定金利期間が終了したときは、別途選択する変動金利又は固定金利期間に応じて前号と同様とするものとし、以降の取扱いも同様とします。 金利優遇制度の概要 ○給与振込を契約できる方は、①～④の項目を加算します。 ○給与振込を契約できない方は、②～⑩の項目を加算します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">お取引チェック項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">優遇金利 引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">① 給与振込 ・カードローン（セット）契約 (給与振込が不可の場合は、②～⑩の項目)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.80%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 2種目以上の自動振替を契約の方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.20%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ しんきんカードを契約の方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.20%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 自己資金10%以上をご準備の方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.20%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ カードローンを契約の方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.10%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥ マイカーローンを契約の方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.10%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑦ 消費者ローンを契約の方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.10%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑧ 定期積金を契約の方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.10%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑨ 公的年金を振込指定の方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.10%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑩ 住宅取得奨励金交付の承認を得た方</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">※完済まで最大優遇幅（当初優遇幅と同一）の金利優遇を行います</p> <p style="margin-top: 10px;">(注1) …勤務先の都合や自営業等で給与振込のできない方は、個別にご相談ください。</p> <p style="margin-top: 5px;">(注2) …公共料金およびクレジットカードや保険等による自動振替を2項目以上契約。</p>	お取引チェック項目	優遇金利 引下げ幅	① 給与振込 ・カードローン（セット）契約 (給与振込が不可の場合は、②～⑩の項目)	▲0.80%	② 2種目以上の自動振替を契約の方	▲0.20%	③ しんきんカードを契約の方	▲0.20%	④ 自己資金10%以上をご準備の方	▲0.20%	⑤ カードローンを契約の方	▲0.10%	⑥ マイカーローンを契約の方	▲0.10%	⑦ 消費者ローンを契約の方	▲0.10%	⑧ 定期積金を契約の方	▲0.10%	⑨ 公的年金を振込指定の方	▲0.10%	⑩ 住宅取得奨励金交付の承認を得た方	▲0.10%
お取引チェック項目	優遇金利 引下げ幅																						
① 給与振込 ・カードローン（セット）契約 (給与振込が不可の場合は、②～⑩の項目)	▲0.80%																						
② 2種目以上の自動振替を契約の方	▲0.20%																						
③ しんきんカードを契約の方	▲0.20%																						
④ 自己資金10%以上をご準備の方	▲0.20%																						
⑤ カードローンを契約の方	▲0.10%																						
⑥ マイカーローンを契約の方	▲0.10%																						
⑦ 消費者ローンを契約の方	▲0.10%																						
⑧ 定期積金を契約の方	▲0.10%																						
⑨ 公的年金を振込指定の方	▲0.10%																						
⑩ 住宅取得奨励金交付の承認を得た方	▲0.10%																						

裏面に続く

	<p>(注3) …年金は、国民・厚生・船員・共済年金とし、本人・配偶者または同居の父母いずれかの契約。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意事項 お取引チェック項目は、実行時点で既契約、新規契約、契約確認のいずれかを確認できれば対象となります。 (契約確認について) <ul style="list-style-type: none"> ・給与振込指定口座の変更がローン実行日までに確認できない場合には、お勤め先に提出する給与振込指定口座変更届の写し等をご提出いただくことにより、対象となります。 ・契約確認事項が実際に履行されなかった場合には、その優遇取引項目は最初からなかったものとして、その項目に係る優遇は適用外とさせていただきます。 ・取引項目はすべて住宅ローン取引店での取引のみを確認させていただき、他店での取引は適用なりません。 	
優遇利率の適用の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引チェック項目の優遇項目が履行されていない場合は、その項目に係る優遇金利引き下げ幅を次回の約定返済日から適用外とさせていただきます。 ・本住宅ローンについて、約定返済を2回遅延した場合、優遇金利は適用されず、返済遅延時に遡って当金庫の定める本住宅ローンの通常金利となります。なお、返済遅延が解消されましても以後の優遇金利の適用はありません。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記条件をすべて満たしても、審査結果により金利優遇幅が異なる場合や金利優遇ができない場合があります。 ・当金庫の住宅ローンの借換えにはご利用できません。 ・借入金利は、お申込み時ではなく実際にお借入れいただく日の金利が適用されますので、お申込み時の金利とは異なる場合があります。 ・金融情勢等によっては、内容を変更し中止をする場合があります。 	
苦情処理措置 ・紛争解決措置	苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または企画部（9時～17時、電話 0470-29-3012）にお申し出ください。
	紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。